

## 計画の基本理念について

### 1 第6期豊川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本理念と基本目標

#### (1) 基本理念

本市では、健康福祉推進都市宣言（平成5年10月）の趣旨に基づき、“高齢者がいつまでも健康で、それぞれのライフスタイルに応じた生きがいを持ち、介護が必要になっても地域で暮らしていける連帯感あふれた豊川市”の創造をめざし、施策の展開を図っています。

また、豊川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、その第1期計画から継続して「人生 悠々・快適・安心ライフを楽しむまち」を基本理念として掲げてきました。

2025年には団塊の世代が75歳以上となり、3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となります。また、近年、高齢者自身のライフスタイルやニーズが多様化することもあり、この理念は、今後ともますます重要な視点となってくるものと考えます。

そこで、第6期目となる本計画においても、「人生 悠々・快適・安心ライフを楽しむまち」を基本理念として掲げるものとします。

#### 基本理念

人生 悠々・快適・安心ライフを楽しむまち

#### (2) 基本目標

※「6期計画のポイント」は平成26年2月現在の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（厚生労働省老健局）の基本指針より反映させておりますので、今後変更する場合があります。

※第6期計画の基本方針の基軸（全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料より抜粋）

⇒ 重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の実情に応じた、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの体制作り

#### 基本目標1 「元気で悠々ライフを共創できるまちに」

盛り込んでいく内容：健康な高齢期を過ごすための健康づくりや生きがいづくり、人との交流促進に関する施策を盛り込みます。

6期計画のポイント：高齢者の増加を見据えた健康・生きがいづくりのさらなる推進、高齢者に対する住まいの充実 など

#### 基本目標2 「住み慣れた地域で快適に暮らせるまちに」

盛り込んでいく内容：高齢者相談センターの充実強化、地域福祉の推進、高齢者の社会参加、介護予防や生活支援、高齢者福祉サービスの推進に関する施策を盛り込みます。

6期計画のポイント：高齢者の社会参加を含んだ、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様なサービス主体による生活支援サービスの整備、「住民主体で参加しやすい」「地域に根ざした」「専門職の活用」をキーワードとする介護予防の拡充 など

### 基本目標3 「安心して介護サービス等を利用できるまちに」

盛り込んでいく内容：介護保険制度の安定的運営や、地域支援事業の推進に関する施策を盛り込みます。

6期計画のポイント：団塊の世代が後期高齢者となる2025年のサービス水準、給付費や保険料水準を推計し、中長期的な在宅サービス、施設サービスの充実、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス等の普及、医療・介護連携、認知症施策の推進、地域ケア会議の充実 など

## 2 厚生労働省の示す第6期介護保険事業(支援)計画の基本的な考え方

「団塊の世代」が75歳以上となる2025年に向け、第6期以降の介護保険事業計画は、これらの取組を発展させ、「地域包括ケア計画」として、市町村が主体となった地域づくり・まちづくりを本格的に進める計画とする必要があります。そこで、第6期計画では、第5期計画以上に、認知症施策、医療との連携、高齢者の住まい、生活支援サービスなどの地域包括ケアシステムの実現に必要な要素を盛り込み推進します。



※ 地域包括ケアシステムは、概ね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域（具体的には中学校区）を単位として想定

### ■地域包括ケアシステムの5つの構成要素

「介護」、「医療」、「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」が相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支えている。

#### 地域包括ケアシステムの5つの構成要素

【すまいとすまい方】 ⇒ 自宅、サービス付き高齢者向け住宅、低所得者向け住居の確保 等

●生活の基盤として必要な住まいが整備され、本人の希望と経済力にかなった住まい方が確保されていることが地域包括ケアシステムの前提。高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた住環境が必要。

【生活支援・福祉サービス】 ⇒ 老人クラブ、自治会、ボランティア、NPO、民間企業、市、社協等

- 心身の能力の低下、経済的理由、家族関係の変化などでも尊厳ある生活が継続できるよう生活支援を行う。
- 生活支援には、食事の準備など、サービス化できる支援から、近隣住民の声かけや見守りなどのインフォーマルな支援まで幅広く、担い手も多様。生活困窮者などには、福祉サービスとしての提供も。

【介護・医療・予防】 ⇒ 在宅系サービス、施設・居住系サービス、かかりつけ医、病院・診療所、市、高齢者相談センター等

- 個々人の抱える課題にあわせて「介護・リハビリテーション」「医療・看護」「保健・予防」が専門職によって提供される（有機的に連携し、一体的に提供）。ケアマネジメントに基づき、必要に応じて生活支援と一体的に提供。

【本人・家族の選択と心構え】

- 単身・高齢者のみ世帯が主流になる中で、在宅生活を選択することの意味を、本人家族が理解し、そのための心構えを持つことが重要。

(H25.3「地域包括ケアシステムの構築における【今後の検討のための論点整理】」)